

「清算基金所要額に関する規則」の一部改正について

1. 改正趣旨

平成25年12月10日に公表・実施された金融庁の「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」において、清算参加者が破綻した場合に備えて当社が保持すべき財務資源について、証券取引等清算業務にあつては、単体ベースの上位2先の破綻又は自社及び親会社の関連会社を含む連結ベース（以下「連結ベース（広義）」という。）の上位1先の破綻のいずれかをカバーするものとされたことを踏まえ、先物・オプション取引に係る清算基金の計算方法を見直すべく、清算基金所要額に関する規則について、所要の改正を行う。

2. 改正概要

（備考）

○先物・オプション取引に係る清算基金の計算方法

- 先物・オプション取引に係る清算基金は、想定損失額（連結ベース（広義）の範囲に他の清算参加者が存在する場合は、当該他の清算参加者の想定損失額との合計額）の上位1先の清算参加者及び純財産額（純資産額）の下位5先の清算参加者の想定損失額を合計した額に基づいて計算することとする。

- 清算基金所要額に関する規則別表1-2.及び3.

3. 施行日

平成26年2月28日から施行する。

以上

清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表 1 清算基金所要額の算出に関する表</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「国債先物等清算基金所要額」という。） 国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからdまでに定めるとおりとする。</p> <p>国債先物等清算基金所要額 = 期間最大基準PML額_{JGB} × 個社按分基礎IM額_{JGB} / 按分基礎IM総額_{JGB} + 総受渡決済清算基金基準額</p> <p>a 期間最大基準PML額_{JGB}とは、日次最大基準PML額_{JGB}の算出対象期間（清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。以下この別表において同じ。）における最大値をいう。 (注1) 日次最大基準PML額_{JGB}とは、ストレスシナリオ別最大基準PML額_{JGB}の各日における最大値をいう。 (注1-1) ストレスシナリオ別最大基準PML額_{JGB}とは、各ストレスシナリオにおける<u>清算参加者の基準PML額_{JGB}</u>（清算参加者に関係会社等（ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社をいう。以下同じ。）に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の基準PML</p>	<p>別表 1 清算基金所要額の算出に関する表</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「国債先物等清算基金所要額」という。） 国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからdまでに定めるとおりとする。</p> <p>国債先物等清算基金所要額 = 期間最大基準PML額_{JGB} × 個社按分基礎IM額_{JGB} / 按分基礎IM総額_{JGB} + 総受渡決済清算基金基準額</p> <p>a 期間最大基準PML額_{JGB}とは、日次最大基準PML額_{JGB}の算出対象期間（清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。以下この別表において同じ。）における最大値をいう。 (注1) 日次最大基準PML額_{JGB}とは、ストレスシナリオ別最大基準PML額_{JGB}の各日における最大値をいう。 (注1-1) ストレスシナリオ別最大基準PML額_{JGB}とは、各ストレスシナリオにおける<u>基準PML額_{JGB}が最大となる清算参加者（当該清算参加者の関係会社を含む。以下この別表において同じ。）の基準PML額_{JGB}及び純財産額</u>（登録金融機関及び証券金融会社にあつては、純資産額とする。以下この別表において同じ。）が下位の5社の清算参加者の当該ストレスシナ</p>

額_{JGB}を合計した額)が最大となる清算参加者の基準PML額_{JGB}及び純財産額(登録金融機関及び証券金融会社にあつては、純資産額とする。以下この別表において同じ。)が下位の5社の清算参加者の当該ストレスシナリオにおける基準PML額_{JGB}の合計額をいう。

(注1-1-1)・(注1-1-2) (略)

b～d (略)

3.・4. (略)

3. 指数先物等清算資格に係る清算基金所要額(以下「指数先物等清算基金所要額」という。)

指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

指数先物等清算基金所要額

=期間最大基準PML額_{IDX}×個社按分基礎IM額_{IDX}／按分基礎IM総額_{IDX}

a 期間最大基準PML額_{IDX}とは、日次最大基準PML額_{IDX}の算出対象期間における最大値をいう。

(注1) 日次最大基準PML額_{IDX}とは、ストレスシナリオ別最大基準PML額_{IDX}の各日における最大値をいう。

(注1-1) ストレスシナリオ別最大基準PML額_{IDX}とは、各ストレスシナリオにおける清算参加者の基準PML額_{IDX}(清算参加者に関係会社等に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の基準PML額_{IDX}を合計した額)が最大となる清算参加者の基準PML額_{IDX}及び純財産額が下位の5社の清算参加者の当該ストレスシナリオにおけ

りオにおける基準PML額_{JGB}の合計額をいう。

(注1-1-1)・(注1-1-2) (略)

b～d (略)

3.・4. (略)

3. 指数先物等清算資格に係る清算基金所要額(以下「指数先物等清算基金所要額」という。)

指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

指数先物等清算基金所要額

=期間最大基準PML額_{IDX}×個社按分基礎IM額_{IDX}／按分基礎IM総額_{IDX}

a 期間最大基準PML額_{IDX}とは、日次最大基準PML額_{IDX}の算出対象期間における最大値をいう。

(注1) 日次最大基準PML額_{IDX}とは、ストレスシナリオ別最大基準PML額_{IDX}の各日における最大値をいう。

(注1-1) ストレスシナリオ別最大基準PML額_{IDX}とは、各ストレスシナリオにおける基準PML額_{IDX}が最大となる清算参加者の基準PML額_{IDX}及び純財産額が下位の5社の清算参加者の当該ストレスシナリオにおける基準PML額_{IDX}の合計額をいう。

る基準PML額_{IDX}の合計額をいう。

(注1-1-1) (略)

b・c (略)

4. (略)

付 則

この改正規定は、平成26年2月28日から施行する。

(注1-1-1) (略)

b・c (略)

4. (略)